

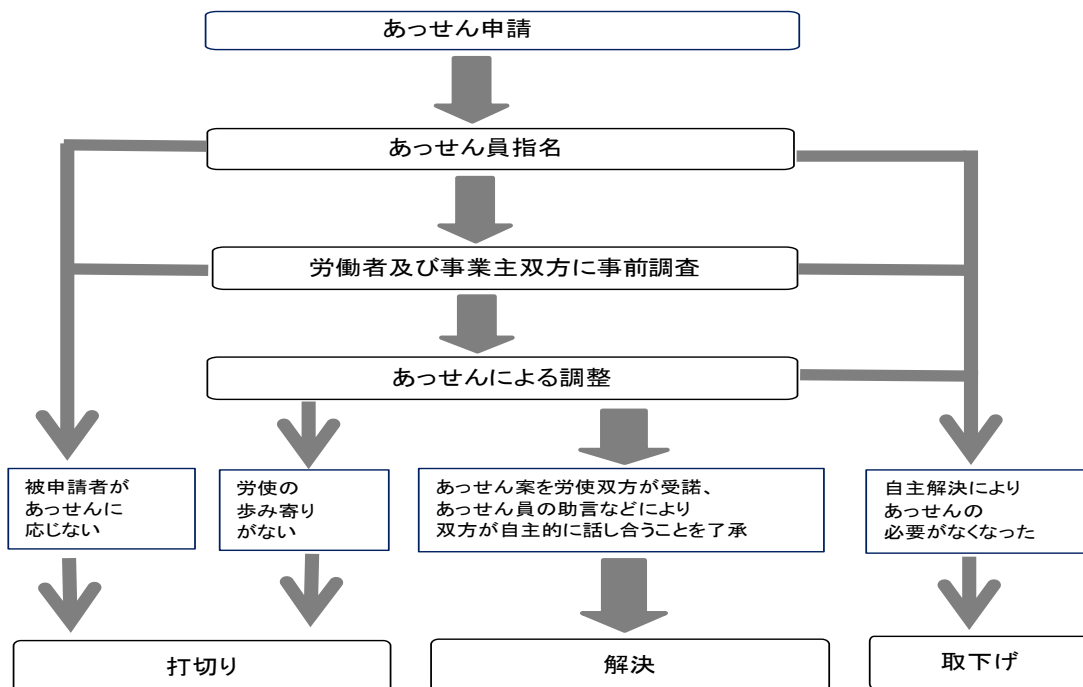
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く 44 道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士、教授など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和6年実績で、処理に要した期間は、平均で 55.3 日、1 か月以内が 24.1%、2 か月以内では 65.1%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。